

平成23年度静岡市発達障害者支援実態調査実施要領

第1 目的

静岡市における発達障害者支援について、支援の必要性の統一的な判断基準、具体的な支援の項目及び支援方法の標準化を図ることを目的に、「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の3の（3）に基づき、個別の支援計画作成等の実施状況を含めた支援体制整備に関する調査及び調査結果に基づく評価（以下「実態調査」という。）を行い、本市における発達障害者支援の意識付けを強化するとともに、支援体制の実態の把握及び充実を図る。

第2 実施主体

実態調査は、保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課が主体となって実施する。

なお、実施に際しては、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会（静岡市発達障害者支援センター運営事業受託者）の協力を得るものとする。

第3 実施対象

実態調査は、静岡市内の公私立幼稚園及び公私立保育園とする。

（なお、調査対象園のうち抽出で実地調査を行うが、具体的な対象園については、保健福祉子ども局子ども青少年部保育課及び教育委員会事務局教育部教育総務課と協議の上、決定する。）

第4 実施内容

（1）調査項目

次に定める項目について、調査を行う。

なお、具体的な項目については、別紙調査票のとおり。

- ① 支援スタッフの人数、職種について
- ② 支援体制について
- ③ 支援内容について
- ④ 支援の連携・他機関へのつなげ方について
- ⑤ サポートプラン(個別支援計画)について
- ⑥ 発達障害児に必要な福祉サービス等について
- ⑦ 発達障害児の支援に関する要望・意見について

（2）調査方法

対象園全園に対し、調査票を郵送し、期限までに回答してもらう。このうち複数園を抽出し、実施主体職員と静岡市発達障害者支援センター職員とで直接訪問、実地により調査を行う。（実地調査の内容は、担当職員等からの聞き取り及び各種書類の実物の確認等により行う。

実地調査の際は、各対象園の担当職員1名以上の立ち会いを求めるものとする。

（3）結果分析及び評価

実施主体は、調査終了後に結果の取りまとめ及び整理を行い、その取組み状況や現状等についての分析及び評価を行う。

第5 実態調査の検証及び結果の公表

(1) 調査結果の検証

調査結果（分析及び評価した内容を含む。）については、静岡市発達障害者検討委員会に付議し、内容の検証を得るものとする。

(2) 調査結果の公表

委員会にて検証を受けた調査結果は、これを公表する。また、同内容は、国要綱に基づき、厚生労働大臣へ報告する。

第6 実施期間

(1) 実態調査 平成23年11月下旬まで

(2) 実地調査 平成23年12月中旬まで

(3) 調査結果の取りまとめ及び整理、分析並びに評価 平成24年1月中旬まで

(4) 調査結果の検証 平成24年2月上旬

(5) 調査結果の公表 平成24年4月上旬

(7) 厚生労働大臣への報告 平成24年4月上旬

第7 その他

この要領に定めのない事項については、実施主体が別に定める。